

平成27年度 介護保険制度改正のお知らせ

平成27年度から介護保険制度の一部が改正されます。平成27年4月以降、様々な見直しがされますのでその概要をお知らせします。

特別養護老人ホームの入所対象者を原則要介護度3以上に【平成27年4月実施】

在宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設として、機能重点化を図るため入所要件を見直し、特別養護老人ホームへの新規入所者は、原則として要介護度3以上の要介護認定を受けた方となります。

ただし、要介護度1・2の方は、やむを得ない事由があると認められた場合に特例入所として申し込みができます。

介護保険料の改定【平成27年4月実施】

平成27年度から平成29年度までの3年間の介護サービス見込量等に基づき、介護保険料が算出されます。

要介護認定や介護サービスを受ける方が増加傾向にあり、保険料が見直しされました。介護保険制度の持続可能性を高めるため皆さまのご理解をいただきますようよろしくお願いいたします（平成27年4月号広報掲載）。

介護保険料の軽減強化【平成27年4月実施】

今後、更なる高齢化の進行により、介護費用の増加と保険料負担の上昇が避けられないものとなっています。

そこで、国から公費を投入して低所得者の保険料負担を軽減することが検討されています。詳細については、決定次第ホームページ等でお知らせいたします。

一定以上所得者の利用者負担の見直し【平成27年8月実施】

今後更に介護費用の増加が見込まれる中で、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ高齢者世代内で負担の公平化を図っていくために利用者負担割合を見直します。これまでの一律1割の利用者負担について、平成27年8月より一定以上の所得がある第1号被保険者（65歳以上）の利用者負担が2割となります。

要 件		利用者負担
合計所得金額が160万円未満の方		1割負担
合計所得金額が160万円以上の方	同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額を合わせた金額が単身世帯で280万円未満の方、2人以上の世帯で346万円未満の方	1割負担
	上記以外の方	2割負担

介護負担割合証が発行されます。

負担割合（1割または2割）が記載された「介護負担割合証」が交付されます。有効期間は8月から翌年7月までで毎年更新されます。

特定入所者介護サービス費の見直し【平成27年8月実施】

これまで施設入所等に係る費用のうち、住民税非課税世帯の入居者については、申請に基づき「特定入所者介護サービス費（補足給付）」を支給して食費及び居住費の負担軽減を行っていましたが、在宅で生活する方との公平性を図り、預貯金等の負担能力を公平に勘案するため見直しを行います。

預貯金等の勘案	単身世帯1000万円以下、夫婦世帯2000万円以下
配偶者の所得の勘案	別世帯であっても所得を合算
非課税年金の勘案	遺族年金、障がい者年金等【平成28年8月実施】

高額介護サービス費の基準額変更【平成27年8月実施】

同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに支給される「高額介護サービス費」の利用者負担段階区分（所得などに応じた区分）が変わります。

区分に「現役並み所得者」が新設され、上限額は44,400円になります。

「現役並み所得者」とは、同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいて、年収が単身世帯で383万円以上、2人以上の世帯で520万円以上の方です。

（現在）

利用者負担段階区分	自己負担限度額（月額）
一般	37,200円（世帯）
住民税世帯非課税等	24,600円（世帯）
	年金収入80万円以下等

（平成27年8月から）

現役並み所得相当	44,400円
一般	37,200円



問い合わせ先 保健福祉課 介護福祉グループ 介護保険担当 ☎76-2151（内線230）

町民植樹祭の参加者募集！

町と網走南部森林管理署では毎年、緑化や環境意識の高揚を目的に、町民植樹祭を実施しています。

あなたも植樹祭に参加してみませんか！

日時 5月10日（日）午前9時集合
 集合場所 役場正面玄関前
 植樹場所 木樋 町有林
 交通手段 町のバス等を利用します。
 持ち物等 植樹のできる服装（作業服、長靴、軍手）とスコップを持参ください。
 申込方法 5月7日（木）までに、役場林政担当にご住所とお名前を告げ、申し込んでください。申し込みは電話でお願いします。



問い合わせ・申し込み先 産業振興課 林政担当 ☎76-2151（内線259）
 小雨決行です

津別病院が入院・外来のリハビリ体制を拡充
 津別病院ではリハビリテーション科のスタッフ、設備の拡充を進めています。
 高齢者の入院中の体力低下を防ぎ、退院後も自立した日常生活が送れるよう、院内のリハビリ対応を強化するとともに、腰や脚などに不安のある外来患者からの相談にも積極的に応じています。



問い合わせ先 津別病院 ☎76-2121

この計画を具体的に推進するアクションプラン個票は、平成26年度までの5年間を前期計画としていたことから、今回、前期の検証作業を行い、平成27年度から5年間の後期計画を策定することとなりましたので、この計画（案）についてみなさまからのご意見を募集いたします。

平成22年4月に策定した「津別町新行政改革大綱推進計画（改訂版）」は、計画期間を10年間とし、始期を同じくする「第5次津別町総合計画」の基本構想に掲げる将来像を実現するための行政の役割を行政経営目標として定めています。

意見書の提出について

募集期間 平成27年5月1日（金）～5月30日（土）まで
 意見を提出できる方

・町内在住者 ・町内勤務者 ・町内に事業所を有する法人、その他の団体

閲覧できる場所

計画（案）・データ～津別町ホームページ <http://town.tsubetsu.hokkaido.jp/>
 ・冊子～役場正面玄関ロビー、中央公民館、さんさん館

記載事項 住所、氏名およびご意見

書類様式は、町のホームページからダウンロードしていただくか、閲覧場所に備え付けられたものを使用してください。

提出方法 ・郵送 ・FAX ・Eメール
 ・総務課職員または閲覧場所の職員へ提出してください。
 電話では受付いたしません。

注意事項 ①いただいたご意見については、個別に回答いたしません。
 ②いただいたご意見の概要とそれに対する考え方については、別途公表いたします。
 ご意見を公表させていただく場合は、個人情報に十分配慮いたします。

提出・問い合わせ先

総務課 〒092-0292 津別町字幸町41番地
 ☎（0152）76-2151（内線207） FAX（0152）76-2976
 E-mail：gyoukaku@town.tsubetsu.hokkaido.jp

津別町新行政改革大綱推進計画（改訂版）アクションプラン
 個票の後期計画（案）に対するパブリックコメントを実施します